平成２９年（フ）第１１９号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目34番21号　ユキビル301号
債務者　清水　寿子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4449番地１ＦＬＥＸ01谷山中央307号
債務者　山内　文子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町21番19―202号
債務者　久見木睦郎
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１９号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2350番地　宮下住宅７号棟21号室
債務者　下境田　信
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
鹿児島県出水市明神町2682番地１　早馬団地２棟202号
債務者　浦本　小織
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
鹿児島県薩摩川内市西向田町５番25号　吉光ビル303
債務者　後藤　　崇
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第５号
沖縄県石垣市字桃里177番地127　石垣市営住宅伊野田団地２号棟Ａ
債務者　仲村　洋子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第６号
沖縄県石垣市字新川2357番地25　県営住宅真喜良団地３号棟202
債務者　野里　義明
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第９号
宮城県栗原市築館伊豆４丁目８番30―217号信和荘
債務者　澁谷　裕也
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
兵庫県明石市松が丘１丁目２番５―309号、前住所兵庫県明石市松が丘５丁目１番２―63号
債務者　原田　浩江
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
兵庫県明石市大観町10番45号　コーポワタナベ201号
債務者　川口　民江（旧姓與那原）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
熊本市中央区九品寺１丁目８番９号　沢アパート２号
債務者　村上　妙子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３号
熊本市中央区新大江１丁目２番１号　県営住宅４―20
債務者　林田眞由美
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７６号
沖縄県糸満市字糸満989番地の69　202
債務者　金城　　宏
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７７号
沖縄県糸満市字糸満989番地の69　202
債務者　金城千賀子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１７９号
神戸市長田区御蔵通５丁目201番地の４　ドルフ長田ザイオン501号
債務者　Ａｎｄａｒこと　若松亜由美
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０８号
神戸市東灘区深江本町１丁目８番25―303号
債務者　木村　好宏
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部